

## 乗継乗車券の利用方法

(例) 床木地区から弥生デマンドを使って道の駅やよい前でコミュニティバス本匠線に乗り継いで大手前のさくらホールに行く場合



### 【乗継乗車券とは】

- ◆目的地に到着するためにコミュニティバスを乗り継ぐ必要があるときは申出により「乗継乗車券」を発行します。
- ◆乗り継いだ車両で運賃を支払う際に「乗継乗車券」を利用すると、200円（一部例外あり）の割引が受けられます。
- ◆乗継乗車券は指定された乗継停留所でのみ運転手が発行し、他の路線に乗り継ぐときは降車した停留所から乗車しなければなりません。